

港湾・漁港等の海上工事にかかる指名競争入札 の評価項目追加について（お知らせ）

平成23年1月27日
土木部港湾課
水産部漁港漁場課

現在、長崎県が発注する港湾・漁港等の海上工事において、総合評価落札方式では、「主作業船の保有状況」、「曳船の保有状況」を評価項目としております。

今般、指名競争入札においても、「船団としての施工能力評価」（海上工事に必要な曳船、海上起重作業技士、船員の項目）を指名選定の際の評価項目に追加することとし、平成23年4月以降、指名通知する工事より適用するのでお知らせ致します。

これにより、作業船保有の確認申請については、下記のとおり、曳船・海上起重作業管理技士・船員の証明資料の提出が必要となりますので、ご注意ください。

記

1. 曳船の自社保有状況

それぞれの曳船に対し、証明資料（作業船取り扱い要領5と同じ扱いとする）を添付すること。

2. 海上機重作業管理技士

それぞれの海上機重作業管理技士に対し証明資料（資格者証の写し及び健康保険証の写しに原本証明をしたもの）を添付すること。

3. 船員（船員保険適用者）

それぞれの船員（船員保険適用者）に対し証明資料（船員保険被保険者証の写しに原本証明をしたもの）をすること。